

掛川市教育委員会訓令甲第1号

掛川市教育委員会事務決裁規程（平成17年掛川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

掛川市教育委員会委員長 小野 恵美子

別表第1の3の表中

「

10 リフレッシュ制度による職務専念義務の免除	次長	課長	主幹等以下	
11 欠勤の決定	次長	課長	主幹等以下	行政課長に合議
12 身分事項異動の確認	次長	課長	主幹等以下	行政課長に合議

」

を

「

10 欠勤の決定	次長	課長	主幹等以下	行政課長に合議
11 身分事項異動の確認	次長	課長	主幹等以下	行政課長に合議

」

に改める。

附 則

この訓令甲は、平成24年4月1日から施行する。